

発議第 1 号

和歌山市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

和歌山市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 9 月 2 6 日提出

提出者 和歌山市議会議員

浜 田 真 輔

藪 浩 昭

川 端 康 史

吉 本 昌 純

森 下 佐知子

山 野 麻衣子

和歌山市議会委員会条例の一部を改正する条例

和歌山市議会委員会条例（昭和42年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項ただし書を削り、同条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、議長は、常任委員とならないものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、監査委員として地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第233条第2項の審査を行った者は、当該審査の対象となった決算について常任委員会で審査する間、当該常任委員会の委員とならないものとする。

第20条中「地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。